(趣旨)

第1条 この要項は、公立大学法人名桜大学会計規則及び公立大学法人名桜大学会計規則 実施規程に基づき、公立大学法人名桜大学(以下「本学」という。)の予算における学長 裁量経費の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(支出要件)

第2条 学長裁量経費は、学長がリーダーシップを発揮し、学内のマネジメント機能を予算面で強化する観点から、組織の強み・特色や機能を最大限発揮できるように、組織の自己変革や新陳代謝を進めるための教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進することを目的とし、当該目的の達成のために必要な事項に係る経費について支出できるものとする。

(手続き)

- 第3条 前条の目的を達成するための事業計画に係る支出については、企画戦略会議の議 を経た上で学長が決定するものとする。
- 2 学長は、前項の申請に係る支出を決定した場合、その内容を部局長等に通知しなければならない。
- 3 学長は、毎事業年度の終了後における年度決算において、学長裁量経費において支出した内容を報告しなければならない。
- 4 学長裁量経費の具体的な支出項目については、別表とする。 (庶務)
- 第4条 学長裁量経費の支出における申請の受付及び報告等の事務は、原則として企画戦略室が行う。

附 則 (平成29年5月30日)

この要項は平成29年5月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。